

平成29年度第1回三重県障害者施策推進協議会 議事録要旨

日 時：平成29年8月9日（水）14時00分～16時00分

場 所：三重県勤労者福祉会館 6階 研修室

出席者：委員17名（井坂委員、伊藤雅彦委員、河原委員、貴島委員、古謝委員、児玉委員、佐伯委員、三瀬委員、式井委員、杉本委員、中谷委員、西村委員、日紫喜委員、深川委員、松田委員、松原委員、和田委員）

1 あいさつ

2 事項

（1）三重県障がい者施策年次報告について【資料1】

<資料に基づき事務局から説明>

<主な質疑・意見等>

【委員】

年次報告にある目標項目や目標値は、この協議会で決めるのか。それとも、これは単なるレポートだけなのか。

【事務局】

この協議会で項目を決めるというものではありませんが、こういう項目があれば良いのではといったご意見をいただくことはできます。ただし、障害福祉計画は障害者総合支援法に基づく（国の基本指針に即して）数値目標を立てる必要があるため、そこから大きく外れるような目標を次々立てるとするのは難しいと考えています。

【委員】

福祉避難所のことですが、熊本地震の時に、難病者の福祉避難所のことについて把握していなかったということがあり、私どもも三重県下の福祉避難所を市町に問い合わせたりリストアップし、いつでも難病者の方から問い合わせがあったらここにありませよということの資料を作ろうと思ったのですが、4市町だけのご協力をいただけなかった。ホームページに載っていない市町へは直接電話をしたのですが、福祉避難所を教えられないということで、県でもでもそういうことを把握されているのですか。

【事務局】

担当は別の課になりますが、基本的には全ての市町でできたと聞いております。委員が聞いた時に教えてくれなかった、あるけれども教えてくれなかったということで

すか。

【委員】

あるのかどうか私は知りませんが、お教えすることができないと回答をいただいたので。

【事務局】

状況を確認させていただいて、各委員様にご報告します。

【委員】

(資料 1-1) 15 ページの社会参加支援事業の、奉仕員養成研修事業は計画の半分もっていないが、その進捗はなぜできないのか。数値目標とあまりにも差があるのである。

【事務局】

なかなか手がないのが現状で、一生懸命広報を行っていますが、受講者が伸び悩んでいることは事実です。今後、広報のやり方を考え直さなければならぬと感じています。

【委員】

(資料 1-2) 54 ページの三重県警のホームページのことですが、一番下に、障がい者のために色調の調整を行うと書いてあります。私は全盲ですが、弱視者が、三重県警のホームページを見てもらうと、白が背景で字がブルーになっています。これは、弱視者にとっては見にくいかもしれないので、どの部分の色調を整えたのか教えていただきたい。

【事務局】

県警にお伝えさせていただいて、どういう対応をするか県警の方と協議いたします。

【委員】

そもそも、色調を整えたと書くことがおかしいのでは。三重県のホームページのように色調を全部選べるのだったら分かりますが。

【事務局】

そういった意味も含めて、ホームページ自体も確認させていただきたいと思います。

【委員】

(資料 1-1 4 ページ) 県の就労支援関係事業により一般就労した障がい者数ですが、528 人とか 654 人と書いてありますが、この中の障がい別、例えば視覚障がいとか精神障がいとか、聴覚障がいとか、それぞれの就労の数字が分かれば教えていただきたい。

【事務局】

一般就労した障がい者の障がい種別ということでございますが、申し訳ございません、手元に資料をもっておりませんので、後ほど調べさせていただきたいと思います。

【委員】

(資料 1-2) 31 ページの職業訓練の中で、パソコン訓練をしたとありますが、三重県視覚障害者支援センターでも視覚障がい者に対してパソコンを教えているのですが、この職業訓練の中で、視覚障がい者の方が、パソコンの訓練を受けたいなと思った場合、受講できるのかどうか教えていただきたい。

【事務局】

こちらについては、津高等技術学校の方に O A 事務科というのがありまして、そこでパソコンの操作ですとか、企業における簿記会計の基礎等の職業訓練を行っていますが、手元の資料では、視覚障がい者の方への対応について書かれたものがないので、調べて回答させていただきたいと思います。

【委員】

資料 1-2 の 11 ページの、医療的ケアを必要とする障がい児・者への地域生活支援体制の強化という項目がございまして、①で自立支援協議会等で課題への具体的な取組について議論されて、28 年度については、障害福祉サービス事業書等が人工呼吸器・介護ベッドその他の医療機器等を購入する際の費用の一部を補助する受入体制整備事業により、5 か所の障害福祉サービス事業書等に補助したということですが、これはそういった医療機器等の購入を補助することによって、医療的ケアが必要な方の受入ができるという何らかの議論の結果に基づいてそのようなことが結果として出て、28 年度に補助されたということだと思っておりますが、その辺、もし分かれば教えていただきたい。こういう議論があって、こういう補助に繋がっていったということ、あと、5 か所の事業所にどのような補助があって、成果というのが実際もう現れているのかどうか、もし分かれば教えていただきたい。

【事務局】

医療的ケアを必要とする障がい児・者への地域生活支援体制の強化ということで、昨年度から、自立支援協議会における検討も踏まえ、医療的ケアを行うことができる拠点の整備ということで、昨年度は三重病院さんにご協力をいただいて拠点作りの整備に取り組みさせていただきました。そして、お話の中にありましたように、人工呼吸器であるとか介護ベッド等の機器の購入の費用ということで、5 か所補助させていただきました。実際に、取組において効果ということでございますが、その後の状況等に

については、聴き取りさせていただいて、また、ご報告できればと考えます。

【委員】

資料 1-1 の概要版ですが、先ほど 4 ページのところ、一般就労の障がい者数のことが出ましたけど、平成 27 年度は 654 ということで、これは現状値というのが 25 年度となっていますが、間に 26 年度が入ったとして、現状値からはプラス 126 人という増加になっている訳ですが、29 年度の数字を見ますと、27 年度と比べてマイナス 34、減っている数字になっています。今回、三重県の障がい者雇用率が 2.04 と法定雇用率を達成したということで、雇用に対しては非常に力を入れていただいているところですが、目標値が逆の数字になっているのはどうしてなのかなと感じた次第です。

(資料 1-1) 6 ページですが、27 年度の地域移行者数が 11 人、29 年度が 184 という数字になっており、これは 11 から 10 倍以上という数値になっていますが、地域移行がなかなか進まないという部分をしっかり分析をしていただいて、この数字をできるだけ達成していただけるような方策をお願いできないかなというところ、

(資料 1-1) 7 ページですが、途切れのない相談支援ということで、27 年度の数値が 8,617 となっており、28 年度は 10,189、1,572 のプラスですが、29 年度は 8,100 と、マイナス 2,089 ということで、これもかなり変化が大きい数字になっているなと思いましたので、このあたりも理由をお聞かせいただければと思います。

【事務局】

目標値を達成しているのに 29 年度の目標値が低いという部分ですが、この障がい者共生社会づくりプランを作るときに 3 ヶ年の数値目標を作っており、本来であれば目標値を変えるべきではありますが、思った以上に進んだということで、そういった逆転現象が起きているところ、今後 3 年間のプランを今作っている途中ですので、この伸び率を加味した形で、今後の 3 年間を見ていきたいと考えております。

(資料 1-1) 6 ページの地域移行の数があまりにも伸びていないというところですが、いま様々な障がい種別がある中で、地域の社会的資源の整備がなかなか進んでいないという部分と、人材がなかなか確保できないというところが、各障害福祉サービス事業者の方からも聞いております。受け入れたくても人がいないとか、そういうことで中々伸びないのかなと。もう少し頑張ったら地域移行できるのという方については、なんとか地域生活に移行して欲しいということで、取り組ませさせていただいているところ、ございですが、会長がご指摘のようになかなか伸びていないのが実情でござい、

今後 3 年間、この辺りについては、数値目標を下げるということではなく、社会的

資源を充実したものに、何とか工夫して、今予算が厳しい時期ですのでなかなか難しいですが、いろんな工夫をできないものかということで、検討しているところでございます。

(2)「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の改訂について【資料2】

＜資料に基づき事務局から説明＞

＜主な質疑・意見等＞

【委員】

総合支援法と児童福祉法のリンクはどうされているのか。その場合、どちらを優先に、その順位を教えてください。

【事務局】

どちらを優先というわけではなくて、同時にといいますか、障害者総合支援法は障がい者全体のことでもありますし、障害者総合支援法の改正にともなって、児童福祉法の改正も行われるということになりますので、同時期、同レベルで考えております。

【委員】

例えば障害者総合支援法にはなくて、児童福祉法にあるということについては、どう解釈するのか。

【事務局】

国の法律の立て付けの話しかとは思いますが、例えば障害児福祉計画の話ですか、医療的ケア児への連携体制の構築の話は、児童福祉法の方に確か書かれていたと記憶しております。それは、おそらく障害者総合支援法の方というのは障がい者のサービスの関係をメインに書いた法律で、児童福祉法は、もろもろ児童の関係で、そういうのも含めて全部書くということで、障がい者の関係も児童福祉法の方にいろいろ書いてあるという、国の法律の立て付けですので、根拠法の話かなと思うのですが、いずれにしても法律がそうなっていることで、サービスが使えないとか使いづらいという話はあまりないというふうに承知しておりますが。

【委員】

今回、障がい児サービス分の数字が計画に謳われていますが、児童福祉法にもそういうことはきちっとあるんですね。それをどこまでインクルーシブするかというところ、児童福祉法にあって総合支援法にないという、私が理解しているのは、総合支援法の中に障害福祉計画という立て付けだったら、その法律をどう成立させていくか、その辺のところをどう考えているのかというのは大きなことかなと。今回児童のサー

ビスについてプランを作らないといけないということで、その辺のところをお聞きしたかったのですが。

【事務局】

確か児童福祉法に児童の関係を全部まとめたように記憶しておりまして、そういった意味では障がい児の話ですとか、通常の児童の福祉の話ですとかは確か基本的に全部児童福祉法の方に書いてあって、重複というのは、確か国の法令的にはないようにしていますので、重複がないように、かつカバーできないところが無いようにという形で、個別法というのは作られています。ただ、大きな理念、例えば大きな理念を考える法律、障害者基本法などは理念法ですので、あらゆるものに対して横串というか網をかけている法律になります。そういう意味では、総合支援法と児童福祉法というのは、棲み分けをしていて、どちらかに書いてあって、どちらかに書いていないというものは、書いてある方で適応するという法律の考え方というふうに思っております。

【委員】

今日の資料の中に、みえ障がい者共生社会づくりプランの概要版、色刷りのものがございまして。その最後のページに、指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な活動指標というのがありますが、左側の種類というところに、訪問系サービスというところで、居宅介護とか重度訪問介護とかがひとくくりになっておりまして、次に日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援となっております。そして、下の所に障がい児支援のためのサービスとなっている訳ですが、次期プランで障害福祉計画と障がい児福祉計画が同時に作られるというふうになった場合に、このあたりのまとめ方というのが変わってくるのか、このまま変わらないのか、お聞かせいただければと思います。

【事務局】

まとめ方は、児の計画をつくるということになっておりますので、明確に位置づけをそのプランの中にしっかり書きながら、書いていくことになるかと思えます。ただ、このサービスの見込量を立てて、それを踏まえて、供給体制を構築していく、それがまさにプランの目的だと思えますので、そういう意味では、項目は変わるかもしれないですけども、大きな構成というのは変わらないのかなと思っております。

もう一つ、地域性的話があるかと思えますが、現行のプランではあまりその辺りをしっかり分析した書き方をしていないのですけれども、そこは工夫の余地があるのかなと思っております。児とか者の部分で今のプランと少し変えていくところもあるのかなと考えているところです。

【委員】

本日は骨格を示していただいたということで、これからのもう少し具体化されて、計画づくりが始まっていくのだらうと思います。また、資料2-1の3ページには今後のスケジュールにつきましても掲載されているところがありますので、今年の秋も、この施策推進協議会の方では、もう少し、数値等も出た計画ができてくるのではないかというふうに思っています。

【委員】

今度の30年度のプランについては、先ほどの数値の乖離、ものすごく離れているということでは、計画の目標については下がることもある、というふうに私は感じていますが、その点につきましては、きちっと説明していただきますようお願いいたします。

(3) 障害者差別解消法に基づく県の取組について【資料3】

<資料に基づき事務局から説明>

<主な質疑・意見等>

【委員】

差別解消法の合理的配慮というお話が出たので、要望といいますか警察の方へお願いしていただきたいのですが、実は、いなべ市藤原町で昨年、78歳の方が、警察から来たと言って、お金をおろしてくれと言われたそうです。その人は、警察と言われたので頭が真っ白になってしまい、金融機関に行ってお金をおろしました。540万という話を聞いていますが、お金を取られたそうです。

私たち視覚障がい者は、警察官ですと言って、警察手帳を見せてもらっても、触らせてもらっても分からないので、警察官の方に点字を打った名刺を持っていて欲しいなと思うのです。点字の名刺をもらったら、その番号も名前も書いてあるので、おかしいなと思ったらその電話をかけて本人かどうか確認ができるので、これを一つよろしくお願ひしたいと思います。

【事務局】

そのお話は、差別解消支援協議会でも同じようにご要望をされました。その時は警察の方も委員にいらっしゃいましたが、警察としては、最終的に自分の身分を明かすものは警察手帳しかないが、何らかの工夫というかそういったものを考えていきたいということをおっしゃっておりました。それから、名刺に点字を入れているところも実際にあるということですので、そういうことも一つの選択肢として考えてみるとい

うことをおっしゃっていたところでございます。

【委員】

肢体不自由の障がい者のために、校舎の2階側のエレベーターを設置したという事例がありましたが、これは、合理的配慮を超えた配慮ではないかなということで、大変関心いたしました。今後もこういった事例の積み上げをよろしくお願ひしたいと思います。

3 その他

(1) ダイバーシティの推進について【資料4】

＜資料に基づき事務局から説明＞

(2) その他

＜主な質疑・意見等＞

【委員】

(現行プラン)重点取組6の災害に関する取組ですが、今年3月、総務省から各自治体に通知があったと思います。聴覚障がい者は火災の時、非常ベルの音が聞こえにくいまたは聞こえず、逃げ遅れてしまうことがあります。そうならないように、公共施設に見て分かるような光を発する装置を付けるようにと通知があったかと思います。県はそのような装置の設置について、周知等はされていますか。また、29年度 of 取組に盛り込まれていますか。

【事務局】

厚生労働省からの通知ではなく、総務省からの通知になってくると、障がい福祉の方ではではなくて、防災の方に行っているかも分かりませんので、確認させていただき、また、皆様にご報告させていただきたいと思ひます。

【委員】

今のプランには載っていないということによろしいですか。

【事務局】

現行のプランには載っていません。

【委員】

昨年ありました、津久井やまゆり園の事件ですが、事件そのものも大変衝撃的だったのですが、その後の犯人に対する理解を示すような書き込みというのがたくさんあったということに大変驚いています。やはり障がい者の皆さんに対する潜在的な意識

の中での差別、それがかなりあるというのを改めて実感した次第です。やはり、障がい者の方が地域の中で暮らす、地域の中で健常者の方と共に生活をする中で、障がい者に対する理解が広がっていくのかなと思います。

計画の中でも広報、啓発というものが強化されていくような内容になっておりましたが、ぜひ、今後も障がい者の方の地域生活を支えていくような施策をたくさん盛り込んでいただきたいと思います。

平成 29 年度第 1 回三重県障害者施策推進協議会 委員から寄せられた質問への回答

| プラン進捗状況 | | 項 | 発言概要 | 回答 | 担当課 |
|---|----|-----------------------------------|--|--|------------------|
| 該当項目 | | | | | |
| <p>【重点的取組】 障害者雇用に関する取組</p> <p>【目標項目】 県の就労支援関係事業により一般就労した障がい者数</p> | 3 | <p>県の就労支援事業により一般就労した障がい者数について</p> | <p>県の就労支援事業により一般就労した障がい者数の障害種別毎の内訳は。(視覚障がい、聴覚障がい、精神障がい等)</p> | <p>平成 27 年度実績 654 名全体の障がい種別は不明ですが、そのうち障がい福祉課で所管する事業分 395 名の障がい種別は、身体 42 名 (10.6%)、知的 209 名 (52.9%)、精神 137 名 (34.7%)、その他 7 名 (1.8%) となっています。</p> | 健康福祉部 障がい福祉課 |
| <p>【重点的取組】 地域生活への移行と地域生活の支援に関する取組</p> <p>【取組方向】 地域生活の支援</p> <p>【項目】 医療的ケアを必要とする障がい児・者への地域生活支援体制の強化②</p> | 11 | <p>受入体制整備事業の成果について</p> | <p>平成 28 年度に実施した受入体制整備事業(医療機器等を購入する際の費用の一部を補助)による成果は。</p> | <p>5 事業所から、小型吸引器、パルスオキシメータ等の整備に係る費用 1,460 千円についての補助申請があり、その 1/2 にあたる 730 千円の補助を行いました。使用状況は、1 事業所が緊急時用、2 事業所が日常的な使用と緊急時用、2 事業所が日常的に使用となっています。</p> | 健康福祉部 障がい福祉課 |
| <p>【重点的取組】 災害時の対応に関する取組</p> <p>【取組方向】 災害時における確実な支援に向けた災害の予防・減災対策</p> <p>【項目】 災害発生後の確実な支援①</p> | 17 | <p>福祉避難所について</p> | <p>熊本地震の発生を受け、福祉避難所のリストを作成するため、各市町に対し、福祉避難所の設置状況について問い合わせを行ったところ、4 市町から福祉避難所を教えることはできないとの回答があった。県はこのことを把握しているのか。</p> | <p>福祉避難所の周知を行っていない市町があることは把握しています。県からは、市町に対して福祉避難所についても一般の避難所と同様に十分に周知していただくようお願いしています。</p> | 健康福祉部 健康福祉総務課 |

| プラン進捗状況 | | 発言概要 | | 回答 | 担当課 |
|--|----|-----------------------|--|---|----------------|
| 該当項目 | 項 | | | | |
| 【分野別施策】 就労の促進 【施策の展開】 障がい者雇用の促進⑥ | 31 | 職業訓練における視覚障がいへの対応について | 津高等技術学校で実施するパソコン技能等の職業訓練を視覚障がい者が受講することは可能なのか。 | 津高等技術学校O A事務科では、視覚障がいも含む身体に障がいのある方で、以下のような就労が可能と見込まれる方を対象とした職業訓練を実施しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（または身体障がいを証明できる書類）をお持ちの方。 ・障がい固定しており、訓練及び集団生活に支障がないと認められる方。 ・就労への意欲を持ち、職業的自立が見込まれる方。 訓練内容は、O A 機器操作や簿記及び会計などの学科及び実技で、1年間の訓練期間となっています。 | 雇用経済部 雇用対策課 |
| 【分野別施策】 防災・防犯対策の推進 【施策の展開】 防犯対策の推進③ | 54 | 県警ホームページについて | 年次報告において、県警ホームページに関し、色調の調整を行ったとあるが、どのような調整を行ったのか。県警ホームページを見ると、白地に青の文字となっているが、弱視者にとっては見にくいのではないか。 | 三重県警察ホームページは、基本的にリンクする部分は青文字、その他の部分は黒文字となっており、色調を選択できるような機能はなく、「色調調整」について、委員の方との認識の相違により、ご指摘を受けたものと思われまます。 三重県警察ホームページの内容は、更新作業の際、変更可能な部分については、担当者が見やすく、分かりやすい内容となるように努めてきておりますが、今後も、ご指摘を受けた点を真摯に受け止め、少しでも改善できるよう、取り組んでいく所存です。 | 警察本部 広報課 |

| プラン進捗状況 | | 発言概要 | 回答 | 担当課 |
|---------|---|--|--|-------------------------------------|
| 該当項目 | 項 | | | |
| - | - | <p>公共施設への光警報装置の設置について</p> <p>聴覚障がい者のための光警報装置の設置に関する通知について、周知等を行っているのか。</p> | <p>平成 28 年 9 月 9 日付で、県下の消防本部及び消防学校にガイドラインが策定された旨の通知を行っています。（消防・保安課）</p> <p>平成 28 年 9 月 6 日付け通知については、通知到達後速やか（9 月 8 日）に関係団体（三重県知的障害者福祉協会、三重県精神障がい者福祉事業所連絡協議会、三重県身体障害者福祉施設協議会）あて通知を送付し周知を図っています。（障がい福祉課）</p> | <p>防災対策部 消防・保安課／健康福祉部障がい福祉課</p> |